

令和2年度

# 奨学資金・修学資金を貸付します

令和2年度の奨学資金・修学資金貸付を受け付けています。希望される方は、それぞれのお問い合わせ先へご連絡ください。

## 学生の方へ

### ■対象者

今年の4月から高等学校、高等専門学校、専修学校、大学に進学する方または在学している方  
※今年度貸し付けを受けている方も、1年ごとの申請が必要です。

### ■貸付決定

学業成績や町税納入状況などにより選定

### ■貸付月額

学校種別	貸付月額
大学	30,000円以内
専修学校（専門課程）	
専修学校（高等課程）	20,000円以内
高等専門学校	
高等学校	

### ■貸付期間

令和2年4月～令和3年3月

### ■申請期限

3月19日(木)

※申請用紙は教育委員会、松前中学校および松前高等学校にあります。

### ■償還方法

学校を卒業（または退学）した翌年から年2回、10年以内に償還

※高等学校、高等専門学校または専修学校（高等課程）在学時に貸し付けを受けた奨学金は、松前町内に居住することにより償還が免除となる場合があります。

問 教育委員会学校教育課 ☎42-3060

## 医療系の方へ（随時受付）

### 看護師向け

#### ■対象者

松前町立松前病院への勤務を希望される方で、看護師の学校および養成所に在学している方、またはこれから入学する方

#### ■貸付月額

80,000円以内

#### ■貸付期間

学校および養成所に在学する期間

#### ■返還の免除

免許取得後、直ちに松前病院で看護業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

### 医療従事者向け

#### ■対象者

町の職員または町内の医療機関への勤務を希望される方で、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師などを養成する学校などに在学している方またはこれから入学する方

#### ■貸付月額

50,000円～150,000円

※上限は職種により異なります。

#### ■貸付期間

学校および養成所に在学する期間

#### ■返還の免除

免許取得後、速やかに町内で医療業務に従事した場合、一定の従事期間に達すると返還が免除となります。

問 町立松前病院 ☎42-2515

問 健康推進課 ☎42-2650